

第7回 佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会

議事録

日時 平成15年3月24日

15:00から

場所 佐賀市文化会館3階大会議室

【次第】

1 開会

2 議事

(1) 第2期佐賀中部広域連合介護保険事業計画のまとめについて

(2) その他

3 閉会

第7回 佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会議事録

平成15年3月24日（月）

15：00～ 佐賀市文化会館

出席委員 井本委員 上村委員 藤岡委員 諸隈委員 林田委員 浅賀委員
久保田委員 塚原委員 多田委員 内田委員 倉田委員 鶴城委員
角谷委員 宮地委員 西牟田委員 角田委員 北野委員 古野委員
中島委員

欠席委員 副田委員 増田委員 江口委員 中下委員 松岡委員 古賀委員
森永委員 南里委員

事務局 山田事務局長 田中副局長 岡部介護認定課長 三塩給付課長
杉坂業務課長 石丸総務課副課長 上野行財政係長 八田 水町

1 開会（石丸総務課副課長）

2 あいさつ（山田事務局長）

3 議事（井本会長）

- （1）第2期佐賀中部広域連合介護保険事業計画のまとめについて（田中副局長）
・資料1及び別添資料に沿って、介護保険事業計画のまとめについて説明する。

4 閉会（石丸総務課副課長）

午後3時 開会

○司会

こんにちは。まだお見えになっていらっしゃらない委員さんもいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから第7回介護保険事業計画策定委員会を開催したいと思います。

なお、御連絡をいたしておりましたように、本日は策定委員会の終了後、引き続き介護保険運営協議会を開催する予定です。どうぞよろしく願いいたします。

なお、きょうの委員会には8名の委員さんから欠席の御連絡をいただいております。では、資料の確認をしたいと思います。

事前にお配りをしておりましたが、会議次第、それに「第2期佐賀中部広域連合介護保険事業計画（案）」、このホッチキスでとめて冊子になっておりますが。それと、本日お席の方にお配りしております追加資料の1といたしまして、「事業計画書

（案）の第6回策定委員会提出時との主な変更点」という、この1枚ものの紙、さらに資料の差しかえといたしまして、69ページが差しかえになっておりますが、「第1号被保険者保険料の算定」という資料、それともう1枚、これは策定委員さんからの御意見をまとめられたもの、両面印刷になっておりますが、この1枚、それと、引き続いての運営協議会で使用いたします表紙が水色の資料、以上資料そろっておりますでしょうか。

それでは、会長さんの方に後の議事を進めていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

○会長

皆さんこんにちは。前회가スペースシャトルのコロンビアの事件で、今回は戦争が始まったりとか、状況は余りよろしくありませんけれども、こちらの方は何とか順調と言ってよろしいかと思えます。何とかここまでたどり着けました。本当に皆さん方に改めてお礼申し上げたいと思えます。

最後の会議ということで始めさせていただきます。

まず、1番目の「第2期佐賀中部広域連合介護保険事業計画のまとめについて」ということと、事務局、御説明をお願いします。

○事務局

皆さんこんにちは。よろしくお願いたします。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、きょうお配りいたしました追加資料の1でございます。

先日は、未定稿という形での事業計画書ですけれども、事業計画書（案）の第6回策定委員会提出時との主な変更点でございます。

まず、1点目ですけれども、第2章、それから第4章の「施設サービス」と「居宅サービス」の順序を、在宅介護重視という介護保険の理念によりまして、居宅サービスを先に配置したということでございます。

具体的には、この事業計画書（案）の19ページから23ページでございます。19ページ、「(2)居宅サービスについて」ということ。それから、22ページになりますけれども、「(3)施設サービスについて」ということで、居宅サービス、それから施設サービスという順序にいたしております。

それから、第4章でございますけれども、39ページから60ページ。39ページが「居宅サービス」でございます。それから、61ページが「施設サービス」ということに順序を入れかえております。これにつきましては、策定委員さんの方からも御意見が出ておりますけれども、介護保険の制度は在宅介護が原則であり、優先すべきじゃないかという御指摘もあってございまして、第2期の計画では、居宅、それから施設という順序にさせていただきます。

それから、2点目ですけれども、第2章、第4章に重複して述べておりました「第1期の実績を踏まえた課題」につきましては、第2章では実績のみの「現状」を記載いたしまして、第4章で「課題」と「今後の見込み」を記載したということでございます。重複しておりましたので、その分につきましては省略をしたということでございます。

ページで言いますと、41ページでございますけれども、「居宅サービスについての現状と今後の課題」で、「居宅サービスについては以下のような課題が挙げられます。」ということで、ここにまとめております。

それから、64ページでございます。施設サービスについてのところですが、施設サービスについての課題で、中ほどから下になりますが、「施設サービスについては以下のような課題が挙げられます。」という形に今回いたしております。

それから、3点目ですけれども、第4章中の今後の推計のグラフを見やすく変更をしたということでございます。未定稿の事業計画書（案）では、介護度ごとの推計をグラフにしておりましたけれども、非常に見づらいということもございまして、今回、すっきりした形にいたしております。

それから、4点目ですけれども、「第6章の今後のよりよい介護保険の運営のための種々の取り組みについて、」というところでございます。今回、新たに「住民参加が支える介護保険」という大項目を追加いたしております。事業体系を整理し直してございまして、それにつきましては、83ページのサービスの質の向上をトップに持ってきたということでございます。それで、まず最初の大きな変更点でございますので、それ見ていただきたいと思えますが、82ページでございます。

大きな4でございます。「住民参加が支える介護保険」ということで、1点目に「介

「介護予防事業等への積極参加」、それから2点目に「計画の達成状況などの点検への住民参加」ということで、大きく二つ掲げております。これにつきましても策定委員さんの方から、6番になりますけれども、「介護保険制度は居宅介護が原則・優先を明記する」という、そのこのところの4行目でございますが、これは介護保険法の第4条に、国民の努力及び義務に、予防とリハビリテーションの自己努力が求められているという御意見もあっております。私どもも利用者本位の介護保険ということで一貫して書いておりますけれども、住民の方々、介護保険を利用する方々の努力義務といえますか、そういうものがやっぱり必要ではないかということで、今回、この82ページにありますように、介護予防への積極参加、それから計画達成への住民参加ということで、この2点を書かせていただいております。

それから、83ページですけれども、「政策目標」ということで、今回、体系化した図をここに掲げております。第2期の介護保険制度の大きな眼目といえますか、サービスの質の向上ではないかということで、サービスの質の向上をまずトップに持ってきたということでございます。

それから、5点目ですけれども、この計画書の最後に、資料といたしまして、事業計画策定委員会の設置要綱、それから策定委員会の日程及び内容、さらに委員名簿を掲載いたしております。

なお、委員さんの肩書につきましては、委員就任時の肩書といたしておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

それから、策定委員さんから出されております意見でございますけれども、4番でございます。第4章の「サービスの現状と評価、サービス量の見込み」について」ということの中で、居宅サービスにつきましては、認定度ごとの利用者内訳数が明記されておられるけれども、施設サービスについては明記されていないという御指摘でございます。この案で言いますと、63ページから66ページでございます。その中に、施設サービスの利用者についての要介護度といえますか、それを入れたらどうかという御意見がっております。

それから、5番目ですけれども、「年号の使用、表示について」ということで、文章表示では年号を基本に作成されておるが、図表の中で、年号単独、あるいは西暦単独、年号と西暦併用と表示がばらばらだということで、統一した方がいいんじゃないかという御意見でございます。これにつきましては、私どもできるだけ整理をしたいと思います。

それから、6番目ですけれども、「介護保険制度は居宅介護が原則・優先」ということを明記すべきじゃないかということでございます。ここにつきましては、76ページに、第6章の「介護保険のよりよい運営のために」ということで、「在宅介護の推進のために」ということで、我々といたしましても在宅介護重視の姿勢を出しております。

それから、施設の入所につきましては、入所の基準づくりをやるというようなこと。それから、施設の整備の関係ですけれども、これにつきましては65ページになります。「施設サービスの今後の見込み」というところでございますが、上から3番目の施設関係については介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームですけれども、これについて、「平成16年度以降も必要最小限100床」と書いておまして、あくまでも在宅介護にシフトをしているということは出しておるつもりでございます。

それから、7点目の「第2号被保険者保険料についても記載すべきではないか。」という御指摘でございます。

きょうお配りをいたしました追加資料でございます。この差しかえ分ということでございます。これ現在の69ページと比較をしていただきたいと思いますけれども、この案では「第1号被保険者保険料の算定」ということで、イからLまで、それのみ書いております。

策定委員さんの御意見も踏まえまして、やっぱり2号被保険者のことについて説明と

いいですか、そういうものが必要であろうということで、差しかえのように直したいということでございます。

介護保険給付費は、半分が公費、半分が40歳以上の方の保険料ですよということでございます。そして、その40歳以上から65歳未満の2号被保険者の保険料についてですけども、医療費保険ごとに医療保険料として定められているということと、その納付のやり方ですけども、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付されますということ。そして、その負担割合は32%分ですよということで書かせていただいております。2号被保険者のことにつきましては、ここの部分と、先ほどちょっとダブリますけれども、82ページの「住民参加が支える介護保険」、このところにも介護保険は40歳以上の方の保険料及び公費で賄われていますということで書いておるところでございます。

以上が、今回、未定稿の案から変わった点でございます。こういうふうにご手直しをしておるといってでございます。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

主に、策定委員さんの御意見への答えも含めてですね。何かございませんでしょうか、以上の説明に。はい、どうぞ。

○策定委員

私が気になることが一つありますのは、未定稿の中に、81ページに「運営協議会によるチェック」というのがあるんですけど、新しい中には消えているんですね。これは意図的に消されたんでしょうか。

○事務局

「運営協議会によるチェック」というのがですね、今度の事業計画（案）の先ほどの82ページの(2)ですけども、「計画の達成状況などの点検への住民参加」ということでですね……

○策定委員

ここに置きかわったということですか。

○事務局

ええ、そうです。はい、ここに置きかえております。

○会長

よろしいですか、策定委員さん。

○策定委員

はい。

○会長

大体、おおむねこういう形でまとめていくことになると思いますけれども、何か小さい点でも構いませんから、文章表現の問題とかなんか特にありませんか。よろしいですか。

一応、これでまとめることになりましたけれども、今後の介護保険、運営協議会は後でありますから、基本的にそちらの方でということになりましたけど、何か今後のことということでありませんか。ほかになかったですかね。はい、どうぞ。

○事務局

事務局の方からですけども、内容的にはこれでいいということであれば、私どももこれにつきましては文言の整理ですとか、あるいは小さいことですが、レイアウト等もでございます。こういう部分的な修正につきましては、会長、副会長に一任をさせていただければなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。（拍手）

はい、どうもありがとうございます。

では、そういうことでまとめていきたいと思います。はい、どうぞ。

○策定委員

11日の新聞かにですよ、佐賀県が特養ホームの入所の基準をつくりますということが出ていますね。それは、この前、説明を受けた分と（「そうです。あの分でございます」と呼ぶ者あり）余り変わらないのでしょうか。（「はい、あの分でございます」と呼ぶ者あり）

○会長

では、そういうことで、本当に長い間の御議論、ありがとうございました。これで何とかまとめることができましたので、これは連合長の方に答申したいと思っております。

ということで、その他はまだありますか、特にないですか。なければ運営協議会の方に移りましょうかね。とにかく、皆さん本当にいろんな御意見いただきまして、ありがとうございます。また、意見に対して、事務局もしっかり答えていただきまして、その辺、御苦勞に感謝したいと思います。

ということで、事業計画の委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時22分 閉会